平成２５年（フ）第３３７号
栃木県芳賀郡茂木町大字茂木1486番地
破産者　桜井アルミ建材こと　櫻井　良一
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３３８号
栃木県芳賀郡茂木町大字茂木1486番地
破産者　櫻井　房子
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２５１号
神奈川県綾瀬市上土棚南１丁目11番２号
破産者　有限会社みつみ
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２０８４号
大阪府豊中市箕輪１丁目11番16―302号
破産者　株式会社アドウイングＯＳ
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８号
福島市黒岩字浅井67番地の１
破産者　有限会社国分商店
1　決定年月日　平成25年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第１０５８号
横浜市鶴見区江ケ崎町19番10号
破産者　有限会社上野工務店
1　決定年月日　平成25年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１６０号
神奈川県茅ヶ崎市新栄町１―13茅ヶ崎ビル４階
破産者　株式会社アイラックス
1　決定年月日　平成25年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０号
新潟県上越市北本町１丁目２番４号
破産者　有限会社越後一大山
1　決定年月日　平成25年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第４２０号
岐阜市橋本町１丁目10番１号アクティブＧ２階
破産者　株式会社ティップス
1　決定年月日　平成25年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第７２号
岐阜県本巣郡北方町曲路３丁目６番地　アビタ柱本８号
破産者　松本　英伸
1　決定年月日　平成25年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４３号
山口県萩市大字東田町45番地
破産者　有限会社神戸屋
1　決定年月日　平成25年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所萩支部

破産手続終結

平成２３年（フ）第２７０４号
福岡市城南区長尾５丁目８番９号、破産手続開始決定時の住所広島県尾道市西土堂町３番29号
破産者　稲尾　吉茂
1　決定年月日　平成25年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２８０３号
札幌市厚別区厚別中央４条５丁目２番22―301号
破産者　下原まどか
1　決定年月日　平成25年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３号
秋田市仁井田新田１丁目１番30号
破産者　有限会社千秋
1　決定年月日　平成25年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７２号
新潟県長岡市城内町３丁目８番地25
破産者　ヘアドクター株式会社
1　決定年月日　平成25年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第５５号
新潟県糸魚川市大字竹ケ花123番地１
破産者　有限会社三條屋金物店
1　決定年月日　平成25年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第１９６号
金沢市鳴和台253番地
破産者　有限会社しのはら
1　決定年月日　平成25年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２２号
長崎県対馬市美津島町大山228番地
破産者　被相続人小田博明の相続財産
1　決定年月日　平成25年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所厳原支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２８号
山口県防府市宮市町１番17号
破産者　山本　義敬
1　決定年月日　平成25年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第７８０号
さいたま市中央区下落合２丁目17番８号
破産者　株式会社トーヨー工業
1　破産債権の届出期間　平成25年11月29日まで
2　一般調査期日　平成26年１月14日午前10時30分
平成25年10月７日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係